

多良木町通所介護事業所  
通所介護・総合事業通所型サービス 利用約款

(令和5年9月1日)

第1条 (約款の目的)

多良木町通所介護事業所(以下「当施設」という。)は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、通所介護サービスを提供し、一方利用者及び利用者の親族、成年後見人等は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

第2条 (適用期間)

本約款は、利用者が通所介護(総合事業通所型サービス)利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。ただし親族等に変更があった場合には、新たに同意を得ることとします。

- 2 利用者は第3条または第4条による解除もしくは本約款、別紙1、別紙2又は別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所介護(総合事業通所型サービス)を利用することができるものとします。

第3条 (利用者からの解除)

利用者及び親族等は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画にかかわらず、本約款に基づく通所介護(総合事業通所型サービス)利用を解除することができます。

なおこの場合利用者及び親族等は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画作成担当者に連絡するものとします。

ただし、利用者が正当な理由なく、通所介護(総合事業通所型サービス)実施期間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

第4条 (当施設からの解除)

当施設は、利用者及び親族等に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所介護(総合事業通所型サービス)の利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所介護(総合事業通所型サービス)サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び親族等が、本約款に定める利用料金を滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設職員又は他の利用者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用することができない場合

## 第5条（利用料金）

利用者及び親族等は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所介護（総合事業通所型サービス）サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。ただし、当施設は、利用者の経済状況等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者または親族等に対し請求書及び明細書を、翌月10日以降に発行し、利用者及び親族等は連帯して、当施設に対し、当該金額を支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者または親族等から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者または親族に対し領収書を発行します。

## 第6条（記録）

当施設は、利用者の通所介護（総合事業通所型サービス）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。ただし、親族その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

## 第7条（秘密の保持及び個人情報の保護）

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、親族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおりに定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難児の事業者間の連絡、紹介等。
  - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）等との連携
  - ③ 利用者が偽りその他の不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
  - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等。
  - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

## 第8条（要望または苦情等の申出）

利用者および親族等は、当施設の提供する通所介護（総合事業通所型サービス）サービスに対しての要望または苦情等について担当生活相談員に申し出ることができ、または備付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

## 第9条（苦情処理）

当施設は、提供した通所介護（総合事業通所型サービス）サービスに関する利用者および親族等からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、苦情の発生を防止する体制づくりと改善に努めます。

#### 第10条（緊急時の対応）

利用者の体調や容態の急変その他の緊急事態が発生した場合は、速やかに主治の医師および家族等へ連絡するなど、必要な措置を講じます。

#### 第11条（事故発生時の対応）

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 専門的な医学的対応が必要と判断した場合、主治の医師または他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の親族等および居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）、市町村に速やかに連絡します。

#### 第12条（賠償責任）

通所介護（総合事業通所型サービス）サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び親族等は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

#### 第13条（利用約款に定めのない事項）

この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者または親族等と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

〈別紙1〉

## 多良木町通所介護事業所のご案内

(令和5年9月1日現在)

### 1 施設の概要

#### (1) 施設の名称等

- ・施設名 多良木町通所介護事業所
- ・開設年月日 平成12年3月31日
- ・所在地 熊本県球磨郡多良木町大字奥野1365番地1
- ・電話番号 0966-42-6012 (FAX0966-35-7722)
- ・管理者名 阿部明美
- ・介護保険指定番号 通所介護施設(4373100645)

#### (2) 目的と運営方針

通所介護事業は、社会的孤立感の解消および心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減をはかることを目的とします。

- ・要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話および機能訓練を行います。
- ・事業の実施にあたっては、関係市町村および地域包括支援センターや地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めます。

#### (3) 施設の職員体制

職種	勤務体制	業務内容
管理者	1名	施設管理業務・看護職員兼務
生活相談員	1名	通所者等の相談業務
看護職員	1名	検温、血圧測定などの医療行為を行う他、サービス計画に基づく看護
機能訓練指導員	1名	機能訓練の計画および実施・看護職員兼務
介護職員	6名以上	日常生活介助および生活指導、サービス計画に基づく介護

#### (4) 利用定員 40名(通所型サービス(独自)を含む)

### 2 サービス内容

- 営業日 月曜日～土曜日 ただし12月31日～1月2日を除く  
営業時間 8時30分～17時30分  
サービス提供時間 9時30分～15時45分

- (1) 食事
- (2) 入浴
- (3) 医学的管理・看護
- (4) 介護
- (5) 機能訓練
- (6) 相談援助

\* 上記のサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

### 3 利用にあたっての留意事項

- ・施設内の喫煙は禁止しています。（屋外所定の場所のみ喫煙可能）
- ・施設内の設備及び備品の利用は職員へ申し出てください。
- ・金銭及び貴重品の持参は控えてください。持参された場合は自己管理を原則としますが施設での管理も希望にて実姉します。
- ・営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は、他利用者への迷惑等を防止するため、禁止します。

### 4 非常災害対策

- ・防災訓練を年2回実施します。

### 5 要望及び苦情等相談

要望や苦情等は生活相談員にお寄せいただければ、速やかに対応しますが、事務所に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

### 6 提供するサービスの第三者評価の実施状況

- ・実施の有無 : 無
- ・実施した直近の年月日 :
- ・実姉した評価機関の名称 :
- ・評価結果の開示状況 :